

## 『歯科衛生士国家試験 全国総合模擬試験 332』

以下の設問に誤りがございました。お詫びして訂正いたします。

訂正は個人成績表にも併記しています。

[午後問題 26] (解説書 P. 76)

選択肢考察:

**誤** 「○ b ～絶対的欠格事由 (第 3 条) としては**未成年、成年被後見人、被保佐人**が該当する」



**正** 「× b ～絶対的欠格事由 (第 3 条) としては**未成年**が該当する」

正解: **誤** b → **正** 解なし

選択肢に誤りがあり正解が得られないため、採点対象から除外する。

### 【参 考】

成年後見制度は、判断能力 (事理弁識能力) の不十分な者を保護するため、本人の行為能力を一定の範囲で制限するとともに、本人のために法律行為を行い、または本人による法律行為を助ける者を選任する制度である。家庭裁判所の審判による「法定後見」と、本人の判断能力が十分なうちに候補者と契約をしておく「任意後見」とがある。法定後見には、本人の判断能力に応じて後見、保佐、補助の 3 類型があり、その後見人の必要性を認められた者を成年被後見人、被保佐人、被補助人という。令和元年 6 月、[成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律整備に関する法律八〇条による改正] において、歯科医師法が規定していた絶対的欠格事由から成年被後見人、被保佐人は削除された。